

文化権としての「表現の自由」と出版差し止め—小説「石に泳ぐ魚」出版差し止めを事例として

中村美帆 NAKAMURA Miho(東京大学大学院人文社会系研究科)

本研究は、小説「石に泳ぐ魚」を事例に出版差し止め判決について検証し、現状の「表現の自由」の理解が報道中心で、文化権として「表現の自由」を考える視点が欠けていることを指摘したものである。

小説「石に泳ぐ魚」出版差し止めとは、雑誌『新潮』1994年9月号に掲載された芥川賞作家・柳美里の最初の小説「石に泳ぐ魚」オリジナル版の単行本出版の差し止めを命じる判決が、2002年9月24日、最高裁判所で確定したという出来事である。差し止めに加えて、合計130万円の損害賠償の支払いも作家・出版社に命じられた。出版差し止めの理由は、登場人物のモデルの人格権の侵害—人物設定や顔の障害等の描写によるプライバシーの侵害・名誉毀損・名誉感情の侵害である。判決が確定したオリジナル版「石に泳ぐ魚」は、一般に流通することができない。現在書店で入手できる『石に泳ぐ魚』は、問題箇所が変更された改定版で、オリジナル版とは異なる内容の作品になっている。

表現活動は、作者が居て、読者が居て、作者が表現した作品が読者に届くところまで含めて成立する。出版差し止め判決は、作家の執筆を禁止するものではないが、書き上げた作品を読者に届けることを国家の命令として禁止する。表現する側にとっては、表現する意味そのものが失われるに等しい。本研究では文学作品の出版を取り上げたが、表現活動全般に関わる問題といえる。

小説「石に泳ぐ魚」出版差し止めという事例から、出版差し止め判決が表現活動に与える影響が明らかになる。判決は作家に精神的衝撃を与えるだけでなく、作品が収入につながらない一方で損害賠償や裁判費用の支払いといった経済的負担をもたらし、その後の活動継続にも影響を及ぼす。判決では全く言及されなかった読者も、本が購入できないだけでなく図書館の自主規制で閲覧も制限され、自分で内容を読んで判断する「読む権利」の侵害を受けることになる。

「石に泳ぐ魚」では、判決を受けて改定版が出版された。出版差し止めという文脈に依存する改定版は、オリジナルに代わる独立した作品とは言い難い。それでも改定版が出版できた以上、出版差し止め判決は最終的には表現活動の障害にならなかった、むしろ作家・出版社は裁判報道を宣伝に利用して得をしたという見方もありうる。

だが仮に「石に泳ぐ魚」では作家・出版社が得をしたとしても、出版差し止め判決の影響はそれだけにとどまらない。最高裁判所による出版差し止め判決は、先例として将来の判決の判断根拠に引用され、更なる出版差し止めの可能性を高める。出版差し止めになるかもしれないと作家・出版社が思うだけでも、裁判沙汰を避けるための自主規制につながる。特定の事例だけにとどまらない将来にわたっての萎縮効果こそ、出版差し止め判決が表現活動に与える最も深刻な影響である。

「石に泳ぐ魚」におけるモデルの人格権のように、出版差し止め判決には相応の理由はある。だが判決には、表現活動を萎縮させないための配慮も必要である。

小説「石に泳ぐ魚」出版差し止め判決は、そうした配慮を欠いていた。その背景には、マスメディアによる報道被害への反感など、「表現の自由」という概念そのものが揺らいでいる現状がある。さらに、小説の出版差し止めを事例に取り上げた本研究からは、今日では「表現の自由」をもっぱら「報道の自由」中心に捉え、報道以外の表現活動への配慮が乏しい傾向にあることが指摘できる。

憲法21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と述べ、文言上は全て

の表現媒体を含んでいる。憲法起草当時の趣旨からも、「表現の自由」は、報道だけにとどまるものではない。小説のような芸術表現をはじめ、広く文化全般における表現活動の自由を保障する概念として捉え直す必要がある。

こうした考え方は、UNESCOを中心に議論されてきた「文化権(cultural right)」という概念において、既に指摘されている。文化権は、自由権と社会権という二つの性質を持つ権利である。自由権は、ほうっておいてもらう権利とも言われ、文化的活動の内容に関して国家が権力的に介入することを排除できる権利である。一方の社会権は、文化的活動を営む条件整備のための支援を国家に要求できる権利で、両者共に重要な性質である。

文化権の自由権的な側面(自由権的文化権)の問題意識は、ナチスドイツをはじめとする第二次世界大戦の文化統制政策の反省に端を発している。戦前・戦中の言論統制政策を反省して日本国憲法に盛り込まれた「表現の自由」の問題意識と、近いものがある。そうした経緯からも、憲法21条「表現の自由」について、自由権的文化権を日本で保障する根拠として捉えることは適当と考えられる。

小説「石に泳ぐ魚」出版差し止め判決にあたり、表現活動への配慮が不十分だったのは、報道だけにとどまらない文化活動全般における「表現の自由」という視点が欠けていたためである。報道の自由に限らない文化権としての「表現の自由」についても、今後理解を深めていく必要がある。

※本発表にあたって、モデルの特定につながりかねない個人情報については言及しなかったこと、またモデルの顔の障害については、モデルの弁護士が公開している記述の表現の範囲において言及したことをお断りしておく。